

## 社会福祉法人関市社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人関市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款（昭和50年10月25日施行。以下「定款」という。）第10条の規定により、評議員に対して支給する報酬および出張等における費用（以下「費用弁償」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (勤務実態の定義)

第2条 評議員の報酬については、当該役員の勤務実態に即して支給することとし、勤務実態とは本会の事務、事業を遂行するために必要な次に掲げる業務をいう。

(1) 評議員会への出席

(2) 部会および会長が報酬の支払いを定めた委員会等の会議への出席

(3) 会長の要請により、本会の代表として各種行事等への出席

(4) その他業務遂行に必要と会長が認める業務

2 同条第1項に規定する業務を行った評議員は、別記様式による役員等業務遂行報告書を会長に提出するか、もしくは業務を行ったことを明らかにした資料をもって、会長の決裁をうけるものとする。

### (報酬額)

第3条 報酬の額は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 評議員会への出席1回につき 5,000円

(2) その他会議への出席および業務1回につき 5,000円

### (費用弁償)

第4条 評議員に対して支給する旅費等の費用弁償は、本会旅費規程（平成10年4月1日施行）に準ずるものとする。

### (報酬等の支払方法)

第5条 前2条の規定により算出した報酬および費用弁償の額の合計額を、あらかじめ本人が指定した銀行口座に振込み、支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

## 附則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、評議員に対する報酬の支払いに関する規定は当分の間適用しないこととし、当該規定に関する実施時期については、理事会の議決を経て会長が定める。
- 2 平成15年4月1日から評議員に対する報酬の支払いについて適用する。ただし、第2条第1項第2号のみの業務について支払うものとする。
- 3 この規程は、一部改正（平成25年2月 議題2号）をし、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、一部改正（平成28年11月 議題3号）をし、平成29年4月1日から施行する。